

コインロッカー利用約款

コインロッカー(以下「ロッカー」という)は、携帯品を一時保管するために場所をお貸しするもので、ご利用の場合は、この約款の定めによるものとします。

ご利用に際しては、ロッカーの状態を確認のうえご利用ください。

なお、この約款は変更される場合があります。変更がある場合は当社ホームページで告知いたします。

1 利用時間

ロッカーの利用時間は、始発から終電時までです。終電を超えてご利用の場合、午前2時をもって1日加算されるものとし、利用開始日及び利用終了日は時間の長短にかかわらず1日として計算します。

2 ロッカーに入れることができないもの

- (1) 貴重品(現金・有価証券・宝石・貴金属・書画・骨董品・カメラ等の高価品)及び利用者にとって重要な物品・書類・資料等3万円以上の高額物品。
- (2) 死体・死骸・その他盗品等不法物品ならびに銃砲・刀剣類及び犯罪の用に供せられるおそれのあるもの
- (3) 毒性・揮発性のあるもの又は爆発物等の危険物
- (4) 不潔なもの、臭気を発するもの、腐敗、変質又は破損しやすいもの
- (5) 重量過大物(30キロ以上)、生き物、その他保管に適さないと認められるもの

3 利用料金

- (1) ロッカーの利用料金は1回につき、利用するロッカーの表示料金となります。当日料金は画面操作での前払いです。
- (2) 午前2時を超え、翌日以降に延長利用された場合は、1日につき利用されたロッカーの1日分の金額を追加料金としていただきます。

4 お支払い方法

このロッカーの利用料金はロッカー本体に表示の決済手段にてお支払いください。

5 利用証明書の取扱い

ロッカーへ荷物を預け入れた際に出力されたご利用証明書、取り出し券、お荷物取り出し券、レシート等(以下「利用証明書」といいます)は、収容品を取り出すときに必要となりますので、責任を持って大切に保管し、収容品を取り出すときには必ずご持参ください。

6 利用期間

ロッカーの利用期間は、利用開始の日を含めて4日以内です。

ただし、当社が必要と認める場合、取扱いを制限または停止することがあります。なお、その際は該当ロッカーでの掲示等により事前告知をします。

7 利用期間を経過しても収容品をお引き取りにならない場合の処置

- (1) 利用期間を経過しても収容品をお引き取りにならないときは、当社にて解錠し、収容品の内容を確認のうえ当社所定の場所に移し、利用開始日を含めて30日間別途保管します。この場合、別途保管中の料金は第3項の利用料金をいただきます。但し、収容品が第2項のロッカーに入れることができないものに該当する場合及びその疑いがある場合には、当社においてその実情に応じて、廃棄等その他適切な処置を取ることがあります。
- (2) 引取りに必要な往復運賃等は利用者の負担となります。
- (3) 引取り時は、利用証明書に加え本人確認書類又はこれに代わるものの提示、預入の支払いで利用した交通系 IC カード等又はこれに代わるものを掲示していただきます。なお、別途保管料金は現金での支払いのみとなります。
- (4) 別途保管期間を経過しても収容品をお引き取りにならないときは、その収容品の所有権を放棄したものと、当社において廃棄その他適当と認める処理をします。当該処理に費用が掛かった場合には、別途、実費を請求いたします。

8 交通系ICカード、利用証明書の紛失時の取扱い

- (1) 交通系ICカード(PASMO、Suica、Kitaca、ICOCA、TOICA、manaca(マナカ)、はやかけん、nimoca、SUGOCA)又は利用証明書を紛失してロッカーを解錠できない場合は、直ちに当社に届け出、当社所定の書類に必要事項等を記入いただきます。
- (2) 収容品を受け取る時は、利用者の本人確認のため、本人確認書類又はこれに代わるものを提示していただきます。
- (3) 利用者の責による交通系ICカード又は利用証明書の紛失や置き忘れ等により、ロッカーの解錠が必要となった場合は、当社所定のロッカー解錠代行手数料を請求させていただきます。
- (4) 不正解錠された場合、当社は一切の責任を負いません。
- (5) 営業時間外(20:00～9:00)のお申し出は、原則、翌営業日以降の対応となります。
- (6) 駅係員は対応できませんので、ご利用のロッカー又は利用証明書等に記載の電話番号にご連絡ください。

9 当社においてロッカーを解錠する場合

- (1) 収容品が第2項のロッカーに入れることができないものに該当する場合又はその疑いがある場合には、ロッカーの利用期間中であっても当社において当該ロッカーを解錠し、その実情に応じて処置をすることがあります。
- (2) 前号のほか、第6項のロッカー利用期間中であっても当社が必要と認める場合、当社において当該ロッカーを解錠し、その実情に応じて、第7項の処置をする場合があります。

10 防犯カメラによる撮影

防犯及び利用者の確認を目的としてカメラを設置しているロッカーについては、荷物の預入時に利用者の顔写真を撮影します。顔写真データは荷物の取り出しをもって自動的に消去されますが、利用証明書紛失時には本人確認として利用し、解錠後一定期間保存されます。

11 個人情報の取り扱いについて

ロッカー利用に際して当社が取得した個人情報は、当社の定める個人情報保護方針に基づき、適切に管理いたします。※個人情報保護方針については、当社のホームページ中の「個人情報保護について」をご覧ください。(<https://www.metocan.co.jp/privacy/index.html>)

お客様がロッカーをご利用になった場合、この取り扱いについて同意されたとみなします。

(1) 個人情報の利用目的

- ア 解錠代行依頼時及び物品受領時の本人確認のため
- イ ロッカー別途保管品引渡し依頼及び物品受領の本人確認ため

(2) 取得する個人情報

- ア 利用者の顔データ(預入時に顔写真を撮影)
- イ 氏名、住所及び電話番号(お問い合わせ時、別途保管品引き渡し時に取得)

(3) 個人情報の利用

お客様からご提供いただいた個人情報は、利用目的以外に利用いたしません。ただし、国家機関や法令により要求された場合、若しくは、当社の権利、財産とお客さまの保護の観点から、法令の範囲内でお客様の個人情報を第三者に開示することがあります。

(4) 個人情報の開示等請求手続きについて

当社のホームページ中の「個人情報保護について」をご確認ください。
(<https://www.metocan.co.jp/privacy/index.html>)

12 賠償について

(1) 以下の場合は、当社は一切の責任を負わないものとします。

- ア 利用者の誤施錠等、ロッカーの誤利用により、ロッカー内の収容品が盗難にあったとき。
- イ 利用者がICカード又は利用証明書の紛失・盗用・複製により損害を受けたとき。
- ウ 第2項の入れることができないものに掲げる収容品が滅失又はき損等の損害を受けたとき。
- エ 司法権等の発動により関係官公署から調査をうけ、収容品を押収又は証拠品として提出を求められたとき。
- オ ロッカーに対する第三者による破壊行為等の結果、収容品が滅失、き損又は盗難等の損害を受けたとき。
- カ 天災地変、その他不可抗力により、ロッカー内の収容品が滅失、き損又は変質等の損害を受けたとき。
- キ その他当社の責めに帰さない事由により利用者が損害を受けたとき。

(2) 当社が賠償を行う場合

収容品の滅失又はき損等の被害について当社に責任があることが確認された場合、当社がお支払いする損害賠償は、3万円を限度とします。

13 利用者の賠償責任

利用者がロッカーを破損した場合又は他のロッカー内の収容品に損害を与える等、当社又は第三者に損害を与えた場合は賠償していただきます。

14 その他

当社が特に必要と認めたときは、物品の出し入れに係員が立ち会うことがあります。

15 ロッカーについての連絡先

株式会社メトロコマース 保守管理事業所

※ご利用のロッカー又は利用証明書に記載の電話番号にご連絡ください。

お問い合わせ時間 9:00～20:00迄

(お問い合わせ時間以外は、係員は不在です。)

2024年11月20日
株式会社メトロコマース